

特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に対して
提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	スカパーJSAT 株式会社	<p>【27.5GHzから28.28GHzまで】 弊社は隣接周波数帯で人工衛星局の運用を行っております。また、2019年下期に当該周波数帯を使用する通信衛星の打ち上げを予定しております。一方、告示案では、等価等方輻射電力と空中線電力のみが規定されておりますが、特定実験試験局の局数が増えた場合、この条件だけでは人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが生じますので、そのような状況になった場合は、条件の見直しをお願いいたします。また、使用可能期間が平成30年9月30日までとなっておりますが、今後使用可能期間を延長する場合には、打ち上げ予定の人工衛星局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えることのないようお願いいたします。</p>	<p>特定実験試験局は、他の無線局等の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えない範囲で運用することを想定しています。 使用可能期間に関するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	なし